

# 平成22年度 福岡県登録販売者試験 実施要領

## 1 受験資格（次のいずれかに該当する者であること。）

- (1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（6年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局、店舗販売業、一般販売業（卸売販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局、店舗販売業、一般販売業（卸売販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者
- (6) 上記(1)～(5)に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)～(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有すると福岡県知事が認める者（以下のいずれかの者とする。）
  - ア 外国の薬学校を卒業し、又は外国において薬剤師免許を得た者で、福岡県知事が定める基準を満たす者（基準を満たすか否かについては、下記3(2)の提出書類により審査の上、試験日前に申請者に通知する。）
  - イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局、店舗販売業、一般販売業（卸売販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の実務に従事した者

## 2 試験

### (1) 日時及び場所

#### ア 日時

平成22年10月31日（日曜日） 10：00から15：30まで

※ 9：30から注意事項の説明を行うので、9：20までに受験会場に入室すること。

#### イ 場所

○ 第一薬科大学（福岡市南区玉川町22-1）・・・・・・敷地内全面禁煙

※1 受験希望者多数の場合には上記以外の場所となることもある。

※2 車による来場は固く禁止する。

試験会場への車の乗り入れ、送迎、路上駐車、近隣店舗等への駐車などは、絶対にしないこと（これらの行為が判明した場合は、受験できない場合があるので注意すること。）。

※3 身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での上場が必要な場合は、申請時に申し出る（状況を聞き取りの上、可能な対応について検討する）。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障害や怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。

## (2) 試験項目

試験は、以下の項目について行う。

- 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 人体の働きと医薬品
- 主な医薬品とその作用
- 薬事関係法規・制度
- 医薬品の適正使用・安全対策

## 3 申請手続き

### (1) 申請書等の配布

福岡県保健医療介護部薬務課、福岡県の保健福祉環境事務所（分庁舎を除く）、保健福祉事務所、北九州市保健所、福岡市の各区保健福祉センター、大牟田市役所及び久留米市保健所において配布する（各配布場所の詳細は本実施要領P 8～9の一覧を参照のこと）。また、福岡県ホームページからのダウンロードも可能である。

URLアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/torokuhanbaisyasiken.html>

なお、申請書等の郵送を希望する場合は、表面に「登録販売者試験申請書送付希望」と朱書きした封筒中に、140円分の切手を貼付した角2形の返信用封筒（返信先の住所氏名を記載すること）を同封し、福岡県保健医療介護部薬務課あて送付すること。

※ 郵便料金は送付部数1部の料金のため、複数部数を一括して送付希望する場合において追加料金が発生した場合は、送付先において着払いとする。

### (2) 提出書類

#### ア 登録販売者試験受験申請書（様式第15号）

※ P10の記載例をよく読んで記入すること。

#### イ 以下の(ア)～(イ)の区分に合わせ、受験資格を有することを証する書類

##### (ア) 上記1の(1)～(3)に該当する者

(1)～(3)に示す学校の卒業証書の写し（申請時に原本を提示すること）又は卒業証明書

※1 郵送による申請の場合は、卒業証明書に限る。

※2 卒業証書（卒業証明書）に記載されている氏名が申請時点と異なる場合は、併せて戸籍抄本又は戸籍謄本を提出すること。

※3 卒業見込の者については、卒業見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて卒業証明書を提出すること。この場合、申請書提出時に受付窓口で卒業証明書の提出予定日を伝えておくこと（郵送で申請書を提出する場合は、申請書余白に提出予定日及び提出方法を記入すること）。

##### (イ) 上記1の(4)に該当する者

a (4)に示す学校の卒業証書の写し（申請時に原本を提示すること）又は卒業証明書

※1 旧制中学若しくは高等学校と同等以上の学校とは、学校教育法第1条に規定する中等教育学校（後期課程を修了していること）、高等専門学校（いわゆる「高専」）、短期大学、大学（1の(1)～(3)に該当しないもの）、大学院を指す。これら以外の専修学校、専門学校等は含まないので注意すること。

※2 上記(ア)の※1～※3の記載事項については、同様に適用されるので、注意すること。

b 実務経験証明書（様式第16号又は第17号）

- ※1 様式の使い分けは、従事店舗の許可の種類及び従事期間によって以下のとおりとする。
  - ・薬局は、従事期間が「平成21年6月1日以降」は様式16号、「平成21年5月31日以前」は様式17号
  - ・店舗販売業又は改正後の薬事法に基づく配置販売業は、様式第16号
  - ・一般販売業（卸売販売業を除く）、薬種商販売業、又は既存配置販売業は、様式第17号
- ※2 実務経験証明書様式の「業務期間」は薬局、店舗販売業、一般販売業（卸売販売業を除く）、薬種商販売業、又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に従事した期間とし、当該期間中に様式の「業務内容」に記載されている全ての項目についての実務経験を行う必要がある。
- ※3 勤務店舗の廃業やチェーン店舗間の人事異動により、複数の店舗における実務経験期間を合算して業務期間とする場合（連続した期間であること）は、それぞれの期間、店舗ごとに実務経験証明書の提出が必要である。

また、同一所在地であっても、開設者変更や適格者変更により許可が変わった場合（許可更新は除く）は、それぞれの期間ごとに実務経験証明書の提出が必要である。

なお、同一期間に複数店舗で実務経験を行っていた場合は、その期間の実務経験は一店舗分（業務内容・業務期間は当該店舗のみで満たしていることが必要）しか計上できないので注意すること。
- ※4 卒業証書（卒業証明書）に記載されている氏名が申請時点と異なる場合は、併せて戸籍抄本又は戸籍謄本を提出すること。
- ※5 見込証明でない申請者（申請時に実務経験の基準を満たしている場合）は、表題の見込を二重線で消すこと。「~~実務経験（見込）~~証明書」
- ※6 実務経験終了見込の者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。この場合、申請書提出時に受付窓口で実務経験証明書の提出予定日を伝えておくこと（郵送で申請書を提出する場合は、申請書余白に提出予定日及び提出方法を記入すること）。

(ウ) 上記1の(5)に該当する者

実務経験証明書（様式第16号又は第17号）

- ※ 上記(イ) bの※1～※6の記載事項については、同様に適用されるので、注意すること。

(エ) 上記1の(6)に該当する者

- 外国の薬学校を卒業し、又は外国において薬剤師免許を得た者（(6)のアに該当する者であるか否かについて審査を行うため、以下の書類を提出すること）
  - a 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から薬学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。）
  - b 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
  - c 卒業した外国薬学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
  - d 卒業した外国薬学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
  - e 卒業した外国薬学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
  - f 卒業した外国薬学校の施設現況書（卒業当時のものとする。）
  - g 外国で薬剤師免許を取得した者にあつてはその写し

- h 外国で薬剤師免許を取得した者にあつては根拠法令の関係条文の抜粋
- i 卒業した外国薬学校のパンフレット
- j 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書及び成績書の写し

※1 上記のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

※2 c～gについては、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

※3 c～e、g及びjについては、各原本を提示すること（原本は照合後に返還する）。

※4 卒業証書（卒業証明書）に記載されている氏名が申請時点と異なる場合は、併せて戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出すること。

○ (6)のイに該当する者

a 合格証書の写し（申請時に原本を提示すること）

b 戸籍抄本又は戸籍謄本

c 実務経験証明書

※上記(i) bの※1～※6（※4を除く）の記載事項については、同様に適用されるので、注意すること。

(オ) 添付書類の省略について

過去に本県が実施した福岡県登録販売者試験において、(ア)～(エ)にて指定している書類を提出している場合には、提出を省略することが出来る。

省略する場合には、申請書余白に「平成2※（0又は1）年度第※（1又は2）回福岡県登録販売者試験で\*\*\*\*\*（卒業証書の写し・卒業証明書・実務経験証明書・戸籍抄本・戸籍謄本・合格証書の写し、のうち該当するものをすべて記入）提出済、受験番号\*\*\*\*\*（当該試験の受験票に記載されている6桁の番号）」と記入すること。

ただし、これらの書類を提出後、氏名又は本籍が変更になっている場合は、改めて戸籍抄本又は戸籍謄本を提出すること。

ウ 写真（写真台帳に貼付すること）

申請前6ヶ月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、タテ4cm×ヨコ3cmのもの

※ 写真の裏面に氏名、生年月日を記入の上、写真台帳の貼付欄に貼付すること。

(3) 受験手数料

13,000円（福岡県領収証紙により納入のこと）

※1 福岡県領収証紙の売りさばき所は、知事が指定した売りさばき所で購入可能である（福岡県庁ホームページのトップページにある検索ボックスに「福岡県領収証紙」と入力して検索すると、売りさばき所一覧を検索・閲覧することができる。）。なお、申請書を受付窓口で直接提出する場合は、当該庁舎内にある売りさばき所でも購入可能である。

※2 県外の売りさばき所は、株式会社福岡銀行東京支店（東京都中央区）のみである。

売りさばき所窓口での購入ができない場合は、福岡県庁の地下売店において郵送による販売を行っているため、以下のものを福岡県庁地下売店へ直接送付（現金書留によること）し、購入すること（〒812-8577福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁地下売店あて）。

・ 現金13,000円

・ 送付先（申請者の氏名及び住所）を明記し、必要額の切手を貼付（金券を送付するため、

簡易書留（380円、補償有）を推奨した返信用封筒

- ・ 福岡県領収証紙13,000円の購入を希望する旨を記載したメモ

※3 申請時に納付された受験手数料は、いかなる場合も返還しないので注意すること。

※4 郵送による申請の場合は、領収証紙納付書に貼付し、納付書に必要事項を記載すること。

#### (4) 提出先

##### ア 福岡県内に居住又は勤務する者

福岡県保健医療介護部薬務課又は住所地若しくは勤務地を管轄する福岡県の保健福祉環境事務所（分庁舎を除く）、保健福祉事務所（各窓口の詳細は本実施要領P8の一覧を参照のこと）

※1 福岡県保健医療介護部薬務課のみ郵送での提出を認める。郵送での提出の場合は、封筒表面に「登録販売者試験申請書在中」と朱書きし、福岡県保健医療介護部薬務課あて書留郵便で送付すること。

受験手数料は福岡県領収証紙による納付以外は受け付けられないので、必ず上記(3)を参考に事前に購入しておくこと。

※2 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各市の機関での受付は行っていないので、注意すること。

##### イ ア以外の者

福岡県保健医療介護部薬務課

※ 郵送での提出の場合は上記アの※1と同様である。

#### (5) 申請後の注意事項

ア 受験申請書の受理後は、受験申請書等は一切返却しない。

イ 添付書類の不備・不足の場合は、不備書類の訂正や差替提出、不足書類の追加提出等の本県からの指示に対し、指定する期限までに必ず提出すること。期限までに提出されないときは、受験が認められない場合もあるので注意すること。

ウ 受験票は、受験申請書の記載内容に基づき、申請書記載の住所に郵送する。

エ 受験申請後から試験日までの間に、申請内容に変更を生じた場合は、速やかに「登録販売者試験受験申請書記載事項変更申出書」に必要事項を記載の上、福岡県保健医療介護部薬務課に提出すること（郵送も可）。氏名又は本籍に変更を生じた場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を添付すること。

※ 受験票送付の日の直前に変更届を受け付けた場合は、変更前の内容で受験票を送付することがある。その場合は、採点処理の都合上、試験当日は旧氏名（受験票記載の氏名）を使用すること。

※ 受験票送付後から試験日までの間に変更届を受け付けた場合についても、試験当日は旧氏名（受験票記載の氏名）を使用すること。

※ 試験日後に変更を生じた場合は申出の必要はないが、以下の点に注意すること。

- ・ 合格通知書は、試験日時点の氏名、本籍で発行する。
- ・ 販売従事登録申請の際、変更の経緯が分かる書面の提出を求められる場合があるので、当該申請を提出する都道府県に問い合わせること。

オ 受験票は、平成22年10月上旬に各受験者あて送付する。

※ 受験票送付の日の直前に登録販売者試験受験申請書記載事項変更届を受け付けた場合は、変更前の住所に送付することがあるので、郵便局への郵便物転送手続を確実にしておくこと。

※ 試験日の1週間前までに届かない場合は、福岡県保健医療介護部薬務課（本実施要領P8の一覧を

参照のこと)へ問い合わせること。

- ※ 送付された受験票に誤記がある場合は、速やかに福岡県保健医療介護部薬務課へ連絡すること。
- カ 受験票に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(J I S第一・第二水準)とする(旧字体の場合等は、戸籍記載の文字と異なる場合がある)。

## 4 申請受付期間

平成22年8月18日(水曜日)から9月7日(火曜日)まで(土日を除く)

- ※ 受付窓口を持参して提出する場合、受付時間は8:30~17:00とする(ただし、12:00~13:00を除く)。
- ※ 郵送の場合は、当日消印有効とする。

## 5 合格発表

### (1) 発表日時

平成22年12月1日(水曜日) 10:00

### (2) 発表方法

合格者の受験番号を福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県の保健福祉環境事務所(分庁舎を除く)、保健福祉事務所に掲示又は閲覧に供するするとともに、福岡県ホームページに掲載する(平成23年1月6日まで)。

- ※ 電話による合否の照会は受け付けない。

### (3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を郵送する。

なお、合格通知書に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(J I S第一・第二水準)とする(旧字体の場合等は、戸籍記載の文字と異なる場合がある)。

- ※ 合格通知書は、申請書記載の住所(試験日までに登録販売者試験受験申請書記載事項変更申出書により住所変更の手続を行った場合は当該住所)あて郵送する。試験日後に住所が変更となった場合も新住所への郵送は行わないので、郵便局への郵便物転送手続を確実にしておくこと。

### (4) 得点に関する開示について

合格発表の日から平成22年12月28日(火曜日)までの期間に限り、受験者本人又は法定代理人から申し出があった場合は、その者の試験項目別得点及び総合得点を開示する。

開示を希望する者は、福岡県保健医療介護部薬務課において、開示請求を行うこと。

- ※ 開示請求の際は、本人確認のできるもの(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)及び印鑑(認印で可)を持参すること。
- ※ 法定代理人による開示請求の場合は、上記に加え、法定代理人であることを証明する書類(戸籍抄本等)が必要である。
- ※ 電話による照会は受け付けない。

## 《 提出書類等の最終チェック 》

提出書類		チェック事項	
登録販売者試験受験申請書 (本実施要領P2)		<input type="checkbox"/> 様式第15号 <ul style="list-style-type: none"> <li>住所欄に本籍を記入している場合、受験票が届かないことがあるので、特に注意が必要。</li> <li>氏名欄には「ふりがな」が必要。</li> <li>生年月日欄は、日本国籍の場合は元号、外国籍の場合は西暦で記入。</li> </ul>	
受験資格を有することを証する書類 (本実施要領P2～4)			
添付書類	1 受験資格	(1)～(3)の場合	<input type="checkbox"/> 卒業証書の写し又は卒業証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送の場合は卒業証明書のみ可。</li> <li>現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(謄本)の添付が必要。</li> <li>見込証明の場合、受験日前日までに改めて卒業証明書の提出が必要。</li> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul>
		(4)の場合	<input type="checkbox"/> 卒業証書の写し又は卒業証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>専門学校等は不可 (P3参照)。</li> <li>郵送の場合は卒業証明書のみ可。</li> <li>現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(謄本)の添付が必要。</li> <li>見込証明の場合、受験日前日までに改めて卒業証明書の提出が必要。</li> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務期間 (1年以上) の算定は適切か (P3参照)。</li> <li>複数店舗での期間を合算する場合は、複数枚の証明書が必要 (P3参照)。</li> <li>現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(謄本)の添付が必要。</li> <li>見込証明の場合、受験日前日までに改めて実務経験終了後の証明書の提出が必要。</li> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul>
		(5)の場合	<input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務期間 (4年以上) の算定は適切か (P3参照)。</li> <li>複数店舗での期間を合算する場合は、複数枚の証明書が必要 (P3参照)。</li> <li>現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(謄本)の添付が必要。</li> <li>見込証明の場合、受験日前日までに改めて実務経験終了後の証明書の提出が必要。</li> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul>
		(6)アの場合	<input type="checkbox"/> 提出書類は、P3、4参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての書類が揃っているか。</li> </ul>
		(6)イの場合	<input type="checkbox"/> 合格証書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 戸籍抄本又は謄本 <ul style="list-style-type: none"> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務期間 (1年以上) の算定は適切か (P3、4参照)。</li> <li>複数店舗での期間を合算する場合は、複数枚の証明書が必要 (P3、4参照)。</li> <li>見込証明の場合、受験日前日までに改めて実務経験終了後の証明書の提出が必要。</li> <li>過去試験の際に提出し、今回提出を省略する場合、申請書余白への記載をしているか。</li> </ul>
			写真
受験手数料		<input type="checkbox"/> 福岡県領収証紙13,000円 (領収証紙納付書に貼付すること)	

<申請書等の配布場所等 一覧>

○ 県の機関 一覧

申請書等の配布、申請受付の実施

※ ただし、申請書等配布請求、申請書提出を郵送で行う場合は、福岡県保健医療介護部薬務課のみ。

窓 口	管轄地域	住 所	電話番号	
福岡県 保健医療介護部薬務課 監視係	県内全域 他都道府県	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 (※来庁の際は、 福岡県庁 2 階北棟)	092-643-3285(直通) 092-651-1111(代表) (内線 3114、3115)	
福岡 県 の 保 健 福 祉 環 境 事 務 所 ・ 保 健 福 祉 事 務 所 ( い ず れ も 、 総 務 企 画 課 企 画 指 導 係 )	筑紫	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内	092-513-5610
	粕屋	古賀市 糟屋郡	〒811-2312 糟屋郡粕屋町大字戸原 235-7	092-939-1529
	糸島	糸島市	〒819-1112 糸島市浦志 2-3-1 糸島総合庁舎内	092-322-5186
	宗像・遠賀	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡	〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内	0940-36-2045
	嘉穂・鞍手	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内	0948-21-4876
	田川	田川市 田川郡	〒825-8577 田川市大字伊田字松原通 3292-2 田川総合庁舎内	0947-42-9313
	北筑後	小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡	〒838-0068 朝倉市甘木 2014-1 朝倉総合庁舎内	0946-22-4185
	南筑後	柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀 8-1 柳川総合庁舎内	0944-72-2111
	京築	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	〒824-0005 行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内	0930-23-2379

○ 保健所設置市の機関 一覧

申請書等の配布のみ実施

※ 申請受付は行わない。また、申請書の記入方法や提出方法等、申請の内容に関する問い合わせは、福岡県保健医療介護部薬務課へ行うこと。

※ 申請書を提出する際は、住所地又は勤務地を管轄する福岡県の保健福祉環境事務所、保健福祉事務所又は福岡県保健医療介護部薬務課（前ページの「県の機関 一覧」を参照）へ提出すること。

※ 申請書等配布請求、申請書提出を郵送で行う場合は、福岡県保健医療介護部薬務課のみ。

窓 口		住 所	電話番号
北九州市保健所		〒802-8560 北九州市小倉北区馬借 1-7-1 (4 階) 北九州市保健所医務薬務課	093-522-8726
福岡市 （健康課 医薬務係） 各区保健福祉センター	博多	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2-19-24	092-441-0022
	東	〒812-0053 福岡市東区箱崎 2-54-27	092-651-3831
	早良	〒814-0006 福岡市早良区百道 1-18-18	092-851-6400
	西	〒819-0005 福岡市西区内浜 1-4-7	092-882-3231
	南	〒815-0032 福岡市南区塩原 3-25-3	092-541-2231
	中央	〒810-8622 福岡市中央区舞鶴 2-5-1	092-761-7361
城南	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼 5-2-25	092-831-4261	
大牟田市 (保健福祉部生活衛生課)		〒836-0843 福岡県大牟田市不知火町 1-5-1 大牟田市保健所 3 階	0944-41-2668
久留米市 (保健所 総務医薬課)		〒830-0022 福岡県久留米市城南町 15-5	0942-30-9725

様式第15号（第14条関係）

領収証紙受領済	金額	※ 〔この欄は記入しないこと。〕	受験番号	
※〔この欄は記入しないこと。〕 年 月 日		取扱者	※ 〔この欄は記入しないこと。〕	

登録販売者試験受験申請書

記載例

本 籍 **福岡県** ←〔都道府県名（外国籍の者は国名）のみを記入すること。〕

住 所 **福岡市博多区東公園7-7** ←〔申請者本人の現住所について、福岡県内の場合は市町村名、県外の場合は都道府県名から記入すること。〕

〔確実に連絡の付く連絡先電話番号を記入すること。〕→ 連絡先Tel ( **092** ) **651** - **1111**

ふりがな氏名 **福岡 花子** ( **福岡** ) ( 男 ・ **女** )  
 ↑ ↑ ↑  
 〔記名押印又は自筆による署名のいずれかで記入すること。「ふりがな」を記入すること。〕 〔男、女のいずれかを○で囲むこと。〕

生年月日 **昭和40** 年 **4** 月 **1** 日 ←〔日本国籍の場合は元号、外国籍の場合は西暦で記入すること。〕

薬事法第36条の4第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、別紙関係書類及び受験手数料を添えて申請します。

〔元号で記入すること。〕→ **平成21** 年 **12** 月 **9** 日

福岡県知事 **麻生 渡** 殿  
 ↑  
 〔現在の知事名は「麻生 渡」〕

(例)平成20年度第\*回福岡県登録販売者試験で卒業証明書及び実務経験証明書提出済、受験番号\*\*\*\*\*

↑  
 〔添付書類の省略がある場合は、余白(概ねこの付近)に上記の例を参考に記入を行うこと。〕

- 注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 注2) 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 注3) ※印の欄は、受付機関で記入するため、申請者は記入しないこと。
- 注4) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 注5) 本籍は、都道府県名のみ記入すること。外国籍を有するものは、国名を記入すること。